

和歌山県監査公表第20号

令和6年4月19日付け監査報告第2号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月23日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 公立大学法人和歌山県立医科大学
監査実施年月日 令和6年1月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 契約保証金免除申請において、契約実績とならない期間のものを実績としている事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 現金出納簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 出納員による確認がなされていなかった。 イ 収納金の記入があるにもかかわらず、払込み欄及び残額欄の記入並びに受付者印の押印がなされていなかった。 (3) 旅行命令簿において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 (4) 領収書の発行において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 領収書の発行伺いの決裁区分を誤っていた。 イ 英文による領収書を発行する際、決裁がなされておらず、発行者名を理事長名としていなかった。	注意事項 (1) 公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程に定める免除要件を関係職員に再度周知するとともに、申請書に記載された契約実績について確認の徹底を図った。 (2) 公立大学法人和歌山県立医科大学出納事務取扱規程に基づき、現金出納帳への記入及び押印について関係職員に再度周知するとともに、収納した収入金については直ちに現金出納帳に記入及び押印をし、出納員による確認を受けるよう、徹底を図った。 (3) 旅行命令簿において、決裁がなされていることを確認の上、適正に処理するよう、再度関係職員に周知徹底した。 (4) 公立大学法人和歌山県立医科大学出納事務取扱規程に定める決裁区分について、関係職員に再度周知徹底するとともに、英文による領収書について理事長名の様式を定めた。